

郡山市浸水便槽汲取実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、集中豪雨等により浸水した世帯の経費負担軽減と保健衛生の保持を図るために実施する汲取業務について必要な事項を定めるものとする。

(委託)

第2条 浸水便槽汲取業務は、郡山市一般廃棄物処理業(し尿)の許可を受けている者(以下「許可業者」という。)に委託し、実施する。

(対象)

第3条 委託により汲取りする便槽は、次に掲げる場合で、浸水し、直ちに汲取りを実施しなければ使用できない汲取便槽に対し行うものとする。

(1) 最大降雨量が一時間当たり20mm又は一日当たり80mm以上の場合

(2) その他市長が特に必要と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、当該便槽が公共下水道供用開始日から3年を経過した下水処理区域内にある場合又は浸水した原因が浸水した世帯の重大な過失若しくは水漏れ便槽である場合は、この要領の対象としない。

第4条 削除

(委託料)

第5条 委託料は、許可業者から提出された浸水便槽汲取報告書(第1号様式)に基づき、し尿汲取料金の従量制料金によって算出した額とする。

(報告)

第6条 許可業者は、業務完了の指示があった日から3日以内に浸水便槽汲取報告書に浸水便槽汲取確認書(第2号様式)を添付して、提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

(郡山市浸水便槽くみ取り料金助成要綱の廃止)

2 郡山市浸水便槽くみ取り料金助成要綱(昭和54年4月1日制定)は、廃止する。

3 この要領は、平成3年10月14日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。